

四半期報告書

(第90期第3四半期)

戸田建設株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第90期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上舜三

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 03-3535-1357

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 海老原恵一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 03-3535-1357

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 海老原恵一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）
戸田建設株式会社 千葉支店
（千葉市中央区新宿一丁目21番11号）
戸田建設株式会社 関東支店
（さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号）
戸田建設株式会社 横浜支店
（横浜市中区本町四丁目43番地）
戸田建設株式会社 大阪支店
（大阪府西区西本町一丁目13番47号）
戸田建設株式会社 名古屋支店
（名古屋市東区泉一丁目22番22号）

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第 3 四半期 連結累計期間	第90期 第 3 四半期 連結累計期間	第89期
会計期間	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
売上高 (百万円)	297,662	339,695	489,385
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,441	△29,835	△6,690
四半期 (当期) 純損失 (△) (百万円)	△5,380	△49,357	△19,872
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△13,889	△40,573	△17,167
純資産額 (百万円)	173,536	129,066	171,537
総資産額 (百万円)	483,238	465,158	487,160
1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△17.41	△158.53	△64.28
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.18	26.82	34.36

回次	第89期 第 3 四半期 連結会計期間	第90期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△17.56	△49.89

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益については、1株当たり四半期 (当期) 純損失であり、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について、重要な変更はない。

なお、不動産セグメントにおいて、連結子会社であった八千代アーバン(株)は、当第 3 四半期連結会計期間に清算が終了したため、連結の範囲から除外している。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要など企業の生産力や個人消費の回復が見られるものの、欧州市場の低迷や新興国経済の減速などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いている。

このような状況の中、当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績は以下のとおりとなった。

当第3四半期連結累計期間における売上高は、主に当社及び在外子会社における手持工事が進捗したことによる完成工事高の増加により、前年同四半期比14.1%増の3,396億円となった。

営業損益については、主要事業である建設事業において、労務の逼迫等によりコストを巡る環境が一層厳しさを増し、手持工事の採算が悪化したことにより、売上総利益率が△4.3%となり、売上総損失は146億円（前年同四半期は178億円の売上総利益）となった。一方、販売費及び一般管理費については、165億円と前年同四半期比0.7%減少したものの、312億円の営業損失（前年同四半期は11億円の営業利益）となった。

経常損益については、受取利息及び保有する投資有価証券の受取配当金等があったものの、298億円の経常損失（前年同四半期は24億円の経常利益）となった。

また、四半期純損益については、特別損失に投資有価証券評価損27億円を計上したことや、当期及び今後の業績動向を勘案し、当社の繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の全額を取崩したことによる税金費用の増加により、493億円の四半期純損失（前年同四半期は53億円の四半期純損失）となった。

なお、当社グループの売上高の大部分を占める完成工事高は、その計上時期が第4四半期連結会計期間に集中する傾向があり、第1、2、3四半期における完成工事高は通期の業績予想に比して相対的に低くなるといった傾向がある。

一方で、販売費及び一般管理費については経常的に発生するため、第3四半期連結累計期間の業績は、売上高に対する一般管理費の割合が高くなるといった傾向がある。

セグメントごとの業績は次のとおりである。

(建築事業)

売上高は2,771億円（前年同四半期比16.8%増）、セグメント損失（営業損失）は293億円（前年同四半期は50億円のセグメント利益）となった。

当社個別の受注高については、採算性重視の受注方針を採った影響もあり、民間工事（国内）、官公庁工事（国内）、海外全てにおいて減少し、全体では1,676億円と、前年同四半期比35.0%減となった。

(土木事業)

売上高は545億円（前年同四半期比5.2%増）、セグメント利益（営業利益）は5億円（前年同四半期は1億円のセグメント損失）となった。

当社個別の受注高については、民間工事（国内）が前年同四半期比33.1%減となったが、官庁工事（国内）は同28.2%増となったことにより、全体（海外含む）では514億円と、前年同四半期比8.3%増となった。

(不動産事業)

売上高は107億円（前年同四半期比3.1%減）、セグメント利益（営業利益）は19億円（前年同四半期比17.8%増）となった。

(その他の事業)

売上高は9億円（前年同四半期比3.4%減）、セグメント損失（営業損失）は3百万円（前年同四半期は0.9億円のセグメント利益）となった。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、保有株式の時価上昇に伴う投資有価証券の増114億円、未成工事支出金が108億円増加したが、受取手形・完成工事未収入金等の減217億円、繰延税金資産の減101億円などにより、前連結会計年度末と比較して220億円減少の4,651億円（前連結会計年度末比4.5%減）となった。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、支払手形・工事未払金等が363億円減少したが、コマース・ペーパーが200億円、工事損失引当金が135億円増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して204億円増加の3,360億円（前連結会計年度末比6.5%増）となった。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、保有株式の時価上昇に伴いその他有価証券評価差額金が86億円増加したが、四半期純損失の計上493億円及び期末配当金の支払い18億円による利益剰余金の減少510億円などにより、前連結会計年度末と比較して424億円減少し純資産は1,290億円（前連結会計年度末比24.8%減）となり、自己資本比率は26.8%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題は次のとおりである。

(中期経営計画の見直し)

当社は当連結会計年度の業績予想の大幅な悪化という事態に鑑み、平成24年5月に公表した中期経営計画について以下の見直しを実施する。

①業績目標の修正

国内建築事業の適正規模化により、連結売上高を4,000億円程度とする。また期限についても1年延長し、平成27年度までとする。

②重点施策の強化

ア 工事収益の改善（緊急施策）

(ア) 選別受注の徹底

- ・採算重視の方針のもと、選別受注を徹底する。
- ・当面、建築事業の年間受注目標を2,500億円程度（個別）とする。

(イ) 工事管理体制の改善

(受注時管理体制)

- ・積算及び購買部門を統合したコスト管理センターを新設する。
- ・受注時判断検討委員会を設置し、決裁精度の向上を図る。

(工事期中管理体制)

- ・本社建築部門にて購買状況、労務不足等を適時把握し、支店指導に反映する。
- ・経理部門による工事利益改善状況のモニタリングを実施する。

(決算管理体制)

- ・作業所の原価管理の適正運用を徹底し、不確定要素を明確化、早期対処する。
- ・本社建築部門による実情把握、指導、決算分析能力の向上を図る。

(ウ) 全社コストの削減

- ・本支店組織の改編等、組織及び業務の合理化を推進する。
- ・来期の販管費を180億円程度（個別）とする。

イ グループ一体となった成長戦略（中期的施策）

(ア) 事業構造改革

- ・中規模の民間病院・学校・生産施設・事務所への取り組みに注力する。大規模案件は上流工程より関与する分野（再開発等）に限定する。
- ・アフターケア事業を管轄する新組織を設立する。
- ・ブラジル法人の現地化を進め、業容の拡大を図る。また、東南アジアにおける市場（国、地域）を開拓し、収益基盤を拡充する。
- ・不動産投資・購入プロセスを短縮化させ、不動産収益の拡大を図る。
- ・海外および不動産事業目標については、期限を1年延長し、平成27年度までとし、また海外売上高を300億円程度とする。

(イ) 組織・コスト改革

- ・さらなる合理化を推進し、販管費180億円体制（個別）を維持する。
- ・人事制度を見直し、グループ会社を含めた人材の流動化を図る。
- ・コスト管理センターによる集中購買品目、海外購買の拡大を実施する。
- ・協力会社との協働によりコスト削減を図る。

(ウ) ガバナンス改革

- ・受注案件における決裁基準を見直し、取締役会、経営会議の関与を強める。
- ・支店別、事業別によるマトリクス管理を再構築する。
- ・現状の人事考課（業績評価）に加え、管理職に対する多面的評価、360度評価を導入する。

③ 推進体制

委員長を社長とする構造改革委員会を設置し、トップダウンのもと速やかに各施策を実行する。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではない。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の決定に委ねられるべきだと考えている。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定を行うために必要な情報が十分に提供されないものもありうる。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えている。

② 基本方針の実現に資する取組み

ア 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、各ステークホルダーに対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきた。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされたステークホルダーとの信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えている。

これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えている。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の当社第88回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）を継続することに関して決議を行った。

本プランの概要は次のとおりである。

(ア) 本プランに係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとする。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出する。

c 情報の提供

意向表明書を提出した場合には、買付者等は、当社に対して、大規模買付等に対する株主の判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供する。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定する。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主へ開示する。また、延長の期間は最大30日間とする。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとする。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告する。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告する。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合がある。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとする。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとする。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとする。

(イ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア)fに記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行うこととする。

(ウ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとする。また、当社の取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合がある。

③ 上記②の取組みが、上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、①の基本方針に沿うものと判断している。また、次の理由から上記②イの取組みについても上記①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと判断している。

ア 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえている。

イ 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものである。

ウ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランの継続に関する株主の意思を確認するため、平成23年6月29日に開催された第88回定時株主総会において本プランの継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けている。また、本プランの有効期間は平成26年6月開催予定の当社第91回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになる。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主に情報開示を行うこととし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

オ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記②イ(ア)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

カ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記②イ(ウ)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされている。

また、当社は期差任期制を採用していない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は975百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は、次のとおりである。

(建築事業および土木事業)

免震・制震・制振関連技術のうち、「建物モニタリング診断システム」は、実機レベルでの検証を終え、都心を中心とした超高層建築物や生産施設などへの技術提案に活用している。

音響・遮音関連技術のうち、建設機械騒音低減対策システム「TANC」について、建設機械だけではなく、ディーゼル発電機にも対応できるように改良した。また、関西大学と共同で、従来よりも騒音低減効果を増大させることが可能な「エッジ効果抑制型高性能防音壁」の開発に着手した。

放射性物質の除染対策技術のうち、高濃度の放射性廃棄物の保管について、遮蔽機能を増強できる移動に配慮した保管容器TOMコンテナを開発し実証実験を行った。遮蔽機能を増強した状態で、90%の遮蔽効果が得られていることを確認した後、販売を開始した。その他、2種類のドライアイスブラスト除染工法（ワイドバキューム工法、ゲルスプレー工法）やバキュームブラストロボットシステムを開発し、実証実験により高い有効性を検証した。また環境省より「森林から排出される木質系廃棄物の洗浄による汚染濃度低減技術」を受注し、木質系廃棄物の減量化に取り組んでいる。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	759,000,000
計	759,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	322,656,796	322,656,796	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	322,656,796	322,656,796	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日	—	322,656,796	—	23,001	—	25,573

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成24年9月30日の株主名簿により記載している。

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,315,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 309,118,000	309,118	—
単元未満株式	普通株式 2,223,796	—	—
発行済株式総数	322,656,796	—	—
総株主の議決権	—	309,118	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式601株および証券保管振替機構名義の株式200株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 戸田建設株式会社	東京都中央区京橋 1-7-1	11,315,000	—	11,315,000	3.50
計	—	11,315,000	—	11,315,000	3.50

2 【役員の状況】

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役社長	執行役員社長(兼) 建築本部本部長	代表取締役社長	執行役員社長	井上 舜三	平成24年11月28日
取締役	専務執行役員 建築本部執務	代表取締役	専務執行役員 建築本部本部長	白井 正幸	平成24年11月28日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、青南監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	36,935	25,943
受取手形・完成工事未収入金等	※5 164,203	※5 142,465
有価証券	15,999	7,000
販売用不動産	19,541	16,799
未成工事支出金	30,976	41,817
その他のたな卸資産	596	444
その他	14,101	13,391
貸倒引当金	△991	△839
流動資産合計	281,364	247,022
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	17,765	19,416
機械・運搬具及び工具器具備品（純額）	709	770
土地	66,589	67,983
リース資産（純額）	134	184
建設仮勘定	2,165	116
有形固定資産合計	87,365	88,471
無形固定資産		
のれん	372	330
その他	2,640	2,640
無形固定資産合計	3,012	2,970
投資その他の資産		
投資有価証券	110,715	122,153
長期貸付金	1,405	1,345
その他	4,852	4,693
貸倒引当金	△1,555	△1,498
投資その他の資産合計	115,418	126,693
固定資産合計	205,796	218,135
資産合計	487,160	465,158

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	※5 132,799	※5 96,427
短期借入金	※3, ※4 37,059	※3, ※4 37,477
コマーシャル・ペーパー	—	20,000
未払法人税等	732	480
未成工事受入金	41,270	44,167
賞与引当金	2,570	1,474
完成工事補償引当金	940	1,049
工事損失引当金	14,010	27,550
災害損失引当金	218	118
預り金	15,253	25,377
その他	10,918	9,477
流動負債合計	255,773	263,600
固定負債		
長期借入金	※4 20,443	※4 21,094
繰延税金負債	3,172	14,447
再評価に係る繰延税金負債	9,780	9,780
退職給付引当金	22,030	22,891
役員退職慰労引当金	245	224
その他	4,178	4,052
固定負債合計	59,850	72,491
負債合計	315,623	336,092
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,001	23,001
資本剰余金	25,502	25,502
利益剰余金	103,746	52,732
自己株式	△5,956	△5,962
株主資本合計	146,293	95,274
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,007	25,691
繰延ヘッジ損益	57	26
土地再評価差額金	6,073	5,861
為替換算調整勘定	△2,066	△2,113
その他の包括利益累計額合計	21,071	29,465
少数株主持分	4,172	4,326
純資産合計	171,537	129,066
負債純資産合計	487,160	465,158

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高		
完成工事高	287,085	329,423
不動産事業等売上高	10,576	10,272
売上高合計	297,662	339,695
売上原価		
完成工事原価	271,731	346,822
不動産事業等売上原価	8,080	7,571
売上原価合計	279,812	354,393
売上総利益		
完成工事総利益又は完成工事総損失(△)	15,353	△17,399
不動産事業等総利益	2,496	2,701
売上総利益又は売上総損失(△)	17,849	△14,697
販売費及び一般管理費	16,699	16,576
営業利益又は営業損失(△)	1,149	△31,274
営業外収益		
受取利息	216	211
受取配当金	1,648	1,690
その他	202	242
営業外収益合計	2,067	2,143
営業外費用		
支払利息	570	573
その他	205	130
営業外費用合計	775	703
経常利益又は経常損失(△)	2,441	△29,835
特別利益		
固定資産売却益	2	223
投資有価証券売却益	30	293
その他	—	51
特別利益合計	33	568
特別損失		
投資有価証券評価損	3,284	2,708
その他	83	87
特別損失合計	3,368	2,796
税金等調整前四半期純損失(△)	△892	△32,062
法人税等	4,450	17,136
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△5,342	△49,198
少数株主利益	38	159
四半期純損失(△)	△5,380	△49,357

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△5,342	△49,198
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9,726	8,697
繰延ヘッジ損益	△34	△31
土地再評価差額金	1,537	—
為替換算調整勘定	△322	△41
その他の包括利益合計	△8,546	8,624
四半期包括利益	△13,889	△40,573
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△13,892	△40,751
少数株主に係る四半期包括利益	3	177

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
連結の範囲の重要な変更	当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であった八千代アーバン(株)は清算結了により、連結の範囲から除外している。

【会計方針の変更等】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却方法の変更	(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ18百万円減少している。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
税金費用の計算	税金費用の算定については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
シンボルタワー開発(株)	552百万円	529百万円

(2) 保証予約

保証予約はない。

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	603百万円	453百万円

※3 貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金調達の機動性の確保および調達手段の多様化に対応するため、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結している。

当四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
契約極度額	40,000百万円	30,000百万円
借入実行残高	—百万円	—百万円
差引額	40,000百万円	30,000百万円

※4 財務制限条項

貸出コミットメント契約及びタームローン契約（総額5,000百万円、当第3四半期連結会計期間末の借入金残高5,000百万円）には、下記の財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触した場合、該当する融資契約上の債務について、期限の利益を喪失する可能性がある。

(1) 貸出コミットメント契約

- ①各年度の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産部の金額を、直前の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上、かつ1,211億円以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産部の金額を、直前の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上、かつ1,287億円以上にそれぞれ維持すること。

(2) タームローン契約

- ①各年度の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産部の金額を、直前の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上、かつ1,420億円以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産部の金額を、直前の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上、かつ1,462億円以上にそれぞれ維持すること。

※5 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	1,171百万円	494百万円
割引手形	56百万円	33百万円
支払手形	9百万円	265百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	1,545百万円	1,491百万円
のれんの償却額	41百万円	41百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,179	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項なし。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,868	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結会計期間末における株主資本は、前連結会計年度末と比較して51,018百万円減少しているが、主な事由として49,357百万円の四半期純損失を計上したことによるものである。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	建築事業	土木事業	不動産事業	その他 の事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	235,522	51,561	10,122	454	297,662	—	297,662
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,658	315	976	559	3,509	△3,509	—
計	237,181	51,876	11,099	1,014	301,171	△3,509	297,662
セグメント利益又は損 失(△)	5,069	△199	1,672	94	6,637	△5,487	1,149

(注)1 「セグメント利益又は損失」の調整額△5,487百万円には、セグメント間取引消去△154百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△5,332百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2 「セグメント利益又は損失」は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	建築事業	土木事業	不動産事業	その他 の事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	275,254	54,169	9,816	455	339,695	—	339,695
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,888	402	936	523	3,750	△3,750	—
計	277,142	54,571	10,752	979	343,446	△3,750	339,695
セグメント利益又は損 失(△)	△29,378	517	1,970	△3	△26,893	△4,380	△31,274

(注)1 「セグメント利益又は損失」の調整額△4,380百万円には、セグメント間取引消去△32百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,347百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2 「セグメント利益又は損失」は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△17円41銭	△158円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△)(百万円)	△5,380	△49,357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△5,380	△49,357
普通株式の期中平均株式数(千株)	309,003	311,345

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 笠井幸夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小平修 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている戸田建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【会社名】	戸田建設株式会社
【英訳名】	TODA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上舜三
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 戸田建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区新宿一丁目21番11号) 戸田建設株式会社 関東支店 (さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号) 戸田建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区本町四丁目43番地) 戸田建設株式会社 大阪支店 (大阪市西区西本町一丁目13番47号) 戸田建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市東区泉一丁目22番22号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 井上舜三は、当社の第90期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。